

社会福祉法人 札幌この実会
障がい者グループホーム建設設計業務プロポーザル(企画提案)募集要項

1 プロポーザル(企画提案)方式の理由

社会福祉法人の契約は、公益性・透明性等を確保する観点から、関係法令及び経理規程に従うべきものであり、この度の新規障がい者グループホーム新築に伴う設計・監理業務の契約予定金額を考慮すると一般競争入札に付すべきものとされている。しかし、社会福祉法人札幌この実会(以下「法人」という。)におけるグループホーム(日中サービス支援型)の建設にあたっては、利用者の高齢化・重度化に対応し、安心して「自分の家」として暮らし続けられる専門的な空間設計が求められることや、昨今の資材・労務費等の物価高騰に対応する高度なコスト管理、さらには札幌市補助金の確実な採択に向けた行政折衝能力などが重要となっている。これらのことから、価格のみを評価する一般競争入札では法人のニーズに応え良質な施設設計・工事監理を提供できる業者を選考することには馴染まず、多面的な視点から総合的観点で委託業者を選定できるプロポーザル(企画提案)方式を採用することとした。応募者は、募集要項の内容を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するよう求めるものである。

2 業務内容

(1) 委託業務

社会福祉法人 札幌この実会 新規障がい者グループホーム新築工事 基本・実施設計及び工事監理業務

(2) 対象施設

障がい者グループホーム(日中サービス支援型:定員20名 短期入所:定員2名 合計22名)

(3) 所在地

札幌市西区平和2条7丁目198番1、199番1

(4) 業務内容

障がい者グループホーム建設設計業務委託仕様書を参照

(5) 契約締結予定

令和8年10月下旬

(6) 支払について

契約の定めに従い、分割又は業務完了時に支払うものとする。

3 審査委員会の設置

(1) プロポーザルの審査を公正に行い、随意契約の相手先となる候補業者(以下「候補者」という。)を選考するために「設計業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(2) 審査委員会の委員構成、氏名等は公表しない。

4 契約の相手方の決定方法等

(1) 提出された企画提案書及び企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションにより企画提案の内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定めた審査基準に基づき公正な審査を行い、順位づけをし最も評価点の高い者を候補者として選定する。

(2) 委託業務の実施に際しては、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、審査委員会による選定後、候補者と法人は、企画提案をもとに、業務の履行に必要な具体的な条件、及び物価動向等による建物規模(延べ床面積等)の調整などの協議を行い、この協議が整ったときに、随意契約の手続きへ進むものとする。

(3) 協議が整わない場合は、審査委員会により順位付けを行った上位の者から順に改めて契約締結にむけて協議を行うこととする。

5 参加資格

参加者は、次に該当する要件をすべて満たすものとする。

(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなさ

れていないこと。

- (2) 本社(店)、支社(店)、営業所等の所在地が札幌市内及び隣接する市町村にある者であり、設計期間中及び工事監理時、行政折衝時等に迅速かつ的確に対応可能な体制が整備されていること。
- (3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (4) 過去10年間のうちに社会福祉法人又は医療法人等が運営する同種又は類似施設(障がい者福祉施設等で延べ床面積750㎡以上のものに限る)における新築又は増改築の設計・監理業務の受託実績を有していること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及びそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (6) 「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条に該当しないものであること。

6 提出書類

(1) 参加申込時に提出する書類

① 参加申込書(様式1)1部

提出期限: 令和8年9月18日(金)午後5時まで

(2) 企画提案時に提出する書類

① 企画提案書(書式は任意)5部

② 設計・監理業務費用の見積書(内訳書を含む。封緘の上提出)1部

提出期限: 令和8年10月9日(金)午後5時まで

(3) 提出場所

〒063-0022 札幌市西区平和2条6丁目11-1

社会福祉法人 札幌この実会 サテライト2・6 担当 中上 宛

7 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和8年9月7日(月)午前9時から9月11日(金)午後5時まで

(2) 配布方法

募集要項、参加申込書その他公募に係る資料・様式は、社会福祉法人札幌この実会のホームページ(<https://sapporo-konomikai.com/>)からダウンロードにより配布する。

8 提出書類等の取り扱い

(1) 提出された書類(添付資料を含む。以下同じ。)は返却しない。

(2) 提出された書類、プロポーザルで知り得た情報はこの委託業者選定事務の目的以外には使用しない。

9 質問及び回答

(1) 質問方法

必ず電子メールにて提出すること。

質問受付アドレス: sateraito@sapporo-konomikai.com

(2) 質問受付期限

令和8年9月25日(金)午後5時まで

10 審査方法

(1) 審査基準

審査委員会により定めた評価基準に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査する。

(2) 評価値について

評価値は、内容等に関する評価点(以下「内容点」という。)及び価格等に関する評価点(以下「価格点」という。)の合計値(最高100点)とする。

(3) 審査方法

審査委員会で定めた評価基準に沿って、審査項目一覧表における各項目について企画提案書及びプレゼンテーションの内容より審査を行う。

(4) プレゼンテーション

①開催時期及び場所

ア開催時期 令和8年10月15日(木)～10月16日(金)

イ場 所 社会福祉法人 札幌この実会 地域交流ホーム 1階
札幌市西区平和314番地9

②プレゼンテーションの内容

本受託業務に対する総合的な考え方(基本理念の空間化、高齢化・重度化対応、日中活動スペースの計画、コスト管理、補助金申請サポート等)についてなど、説明45分、質疑応答15分とする。

③その他

ア 日時については後日通知する。

イ プレゼンテーションは、提出済みの資料にて行い、追加資料は認めない。

ウ 説明にあたり使用する機器備品等は、すべて参加者で用意すること。

エ 提案に要する費用は、すべて各提案者の負担とする。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、本件の参加を無効とする。

11 審査結果の通知

審査結果は、審査委員会における審査終了後、全ての参加者に文書で通知する。但し、各評価項目の点数等は公開しないものとする。また、審査結果に対する異議は受け付けない。

12 スケジュール

(1)募集要項の配布期間	令和8年9月7日(月)～9月11日(金)
(2)参加申込書の提出期限	令和8年9月18日(金)午後5時まで
(3)質問受付期限	令和8年9月25日(金)午後5時まで
(4)同上質問の回答期限	令和8年9月30日(水)午後5時まで
(5)企画提案書・見積書の提出期限	令和8年10月 9日(金)午後5時まで
(6)プレゼンテーション	令和8年10月15日(木)～10月16日(金)
(7)審査結果通知	令和8年10月20日(火)予定

13 審査項目一覧表

①企業の組織体制・地域性・社会性

札幌市内(又は近郊)の設計監理体制や公的取り組み状況

②設計事務所の基本実績

過去10年間における本計画と同等規模(延べ面積750㎡以上)の建築設計実績。

③障がい者支援施設等における設計実績

グループホームや通所施設等、専門的な障がい福祉施設における設計実績とノウハウ。

④札幌市補助金申請のサポート体制

補助金採択に向けた行政協議への同席や、提出書類・図面の迅速な作成・修正への意欲・対応力。

⑤知的障害のある利用者が「安心して暮らせる環境」の整備

当法人が大切にしている「家庭的」な温かみのある住環境のあり方や、知的障害のある利用者が安心して自分らしく暮らせる空間づくりにおいて、貴社がこれまでの事例・知見から重視されている視点や工夫。

⑥「地域社会の中で暮らす」ための空間提案

「誰もが地域社会の中で自立した人間(ひと)として暮らす」という理念を具現化するため、地域に開かれた施設として地域とのつながりや交流を促す空間構成・敷地活用についての提案。

⑦利用者の「高齢化」と「重度化」への対応と日中支援の場

「家庭的」という基本方針を踏まえた高齢化・重度化への空間計画・設計上の工夫(介護・看取り・安全動線等)や日中サービス支援型グループホームの特徴である「建物内で1日を過ごすための日中活動スペース(作業・レクリエーション・交流等)」に関する工夫・アイデア。

⑧敷地環境・防災機能への対応

西区平和の敷地特性(傾斜・多雪)への配慮(除排雪・融雪等)、既存建物解体に伴うリスク管理、及び防災機能(非常用電源等)に関する適切な計画

⑨コスト管理と変更への柔軟性

物価高騰下における建築費抑制の工夫・提案、及び将来的な計画変更等に対する柔軟な対応力。

⑩見積金額の妥当性

提示された設計・監理料の見積額が、業務内容に対して妥当であるか。

14 問合せ先

〒063-0022 札幌市西区平和2条6丁目11-1

社会福祉法人 札幌この実会 サテライト2・6 担当:中上

TEL:011-633-2263 FAX:011-666-1376